

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式の1（第39条、第41条関係） 物品管理簿（備品） （物品出納簿）</p> <p>（略）</p> <p>注 1～6 （略）</p> <p><u>7 管理換えにより物品を受け入れたときは 県が当該物品を取得した年月日及び事由 を、不用の決定をした物品を処分したとき は処分した年月日を、「備考欄」に記載する。</u></p> <p><u>8</u> （略）</p> <p>第17号様式の1（第22条関係） （略）</p> <p>物品管理換通知書 （兼出納通知書）</p> <p>（略）</p> <p>注 1 （略）</p> <p><u>2 取得年月日欄は、県が当該物品を取得し た年月日を記載すること。</u></p> <p><u>3 自動車、建設機械並びにこれら以外の物 品で価格が200万円以上の備品類及び動物 類については、摘要欄に購入、寄付等県が 当該物品を取得した事由を記載すること。</u></p>	<p>第1号様式の1（第39条、第41条関係） 物品管理簿（備品） （物品出納簿）</p> <p>（略）</p> <p>注 1～6 （略）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p>第17号様式の1（第22条関係） （略）</p> <p>物品管理換通知書 （兼出納通知書）</p> <p>（略）</p> <p>注 1 （略）</p> <p><u>2 自動車、建設機械並びにこれら以外の物 品で価格が200万円以上の備品類及び動物 類については、摘要欄に取得事由を記載す ること。</u></p>